

草津市議会基本条例の取組状況の検証

【対象期間：平成27年1月1日から平成28年10月3日まで】

第3章 市民に開かれた議会

第5条（市民への情報公開および情報発信）

条文	<p>議会は、本会議および委員会の会議を原則公開とし、市民の傍聴等を促進する積極的な取り組みを進めるものとする。</p> <p>2 議会は、議会活動について多様な手法を用いて積極的に情報の発信を行い、意思決定の過程等を速やかに、かつ、わかりやすく明らかにするものとする。</p> <p>3 委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、付託議案の審査結果の報告および質疑において、審査の過程および論点、委員会の付帯意見等について明らかにするものとする。</p>
これまでの取組状況	<p>傍聴の促進について、市議会だより（平成28年2月1日号）に記事を掲載したことをはじめ、市議会ホームページや各定例会案内ポスターを庁内に掲示するなど、傍聴の周知および促進に努めました。</p> <p>委員長報告のルールを整備し、委員会として付託議案における審査の過程等を委員長報告の中で明らかとするようにしました。</p>
今後の課題等	<p>特に委員会の傍聴者が少ないことから、市民が傍聴しやすい環境整備や周知の方法を検討する必要があります。</p> <p>引き続き、付託議案における審査の過程等を明らかにしていく必要があります。</p>

第6条（多様な市民参加および市民との連携）

条文	<p>議会は、市民との意見交換の機会を多様に設け、市民の意見を議会および議員の政策立案に反映させるものとする。</p> <p>2 委員会は、請願の審査において、紹介議員の説明後、必要に応じ請願者に意見を聴くことができる。</p> <p>3 議会は、本会議および委員会の会議において、地方自治法（以下「法」という。）第109条第5項および第115条の2の公聴会制度および参考人制度を活用し、利害関係者の意見、学識経験者等の専門的または政策的識見等を討議に反映させるよう努めるものとする。</p>
これまでの取組状況	<p>平成28年度の議会報告会では、市民との意見交換の時間を増やし、議会運営や市政等に対する御意見等をお伺いしました。</p> <p>また、お伺いしました御意見等は議会報告会の今後の運営の参考や、産業建設常任委員会の協議希望事項の議題とするなど、各委員会の運営等に役立てました。</p>
今後の課題等	<p>引き続き、市民との意見交換の機会を時機を捉えて設ける必要があります。</p> <p>請願の審査における請願者の意見聴取や公聴会制度、参考人制度については、状況に応じて活用していく必要があります。</p>

第7条（議会報告会）

条文	<p>議会は、議会活動を報告するとともに、市民の意見を聴く場として、定期的に議会報告会を行うものとする。</p>
これまでの取組状況	<p>毎年度、当初予算の審査結果や議会の取り組み等について報告を行うとともに、参加者と市政に関する意見交換を行いました。</p>
今後の課題等	<p>より市民に開かれたものとするために、運営方法や報告内容等を検討しながら定期的開催する必要があります。</p>

第4章 政策の立案および提言を行う議会

第8条（討議する議会）

条文	議員は、議会が議員による討議の場であることを認識し、本会議および委員会の審議において、議員間の十分な討議を尽くし、合意形成に努めるとともに、その経過および結果について市民への説明責任を十分に果たさなければならない。 2 議長および委員長は、議員間の討議を中心とした運営に努めるものとする。
これまでの取組状況	所管事務調査に当たっては、委員間討議を中心とした委員会運営を実施しました。
今後の課題等	引き続き、議員間討議の充実を図り、議会としての合意形成に努める必要があります。

第9条（政策立案および政策提言）

条文	議会は、議員間討議を尽くし、意見集約がなされた内容について、条例の提案、議案の修正、決議等に向けた政策立案を行い、または市長等（市長その他の執行機関をいう。以下同じ。）に対し政策提言を行うものとする。 2 議会は、議員の資質ならびに政策形成および立案能力の向上を図るため、議員研修の充実および強化に努めるものとする。
これまでの取組状況	議員の資質向上等を目的に、毎年度、政策課題等を研究する研修会を実施するとともに、全議員で自由な意見交換を行う「議員懇談会（非公開）」を実施しました。
今後の課題等	引き続き、政策立案や政策提言等の実現や議員の資質ならびに政策形成能力等の向上に努める必要があります。

第10条（専門的知見の活用）

条文	議会は、議案の審査および市の事務に関する調査のため、法第100条の2の専門的事項に係る調査を活用し、討議および審査に反映させるよう努めるものとする。 2 議会は、必要があると認めるときは、学識経験者等で構成する調査機関を設置することができる。 3 第1項の専門的事項に係る調査および前項の調査機関の設置は、議決により行う。
これまでの取組状況	（現在、記載すべき内容はありません。）
今後の課題等	専門的知見の活用に向けた制度設計を検討する必要があります。

第11条（政策討論）

条文	議会は、市政に関する重要施策、課題等に対して議員間の共通認識および合意形成を図り、政策立案等を行うため、政策討論を行うものとする。
これまでの取組状況	政策討論の実施に向けて、政策討論会実施要領（案）をまとめました。
今後の課題等	今後の政策立案等の過程において、政策討論を実施する必要があります。

第5章 行政の監視および評価を行う議会

第12条（監視機能および審査機能の強化）

条 文	議会の審議における議員と市長等との関係については、緊張関係を保持するものとする。 2 議員は、本会議における議案質疑および質問においては、広く市政上の課題を質問し、かつ、質問の論点および争点を明確にしなければならない。 3 議会は、社会経済情勢等により新たに生じる市政課題に迅速かつ的確に対応するため、常任委員会および特別委員会の専門性および特性を活かした適切な運営に努め、機動力を高めなければならない。
これまでの取組状況	全議員で自由な意見交換を行う「議員懇談会（非公開）」にて、「質問力の向上について」をテーマに話し合いを行いました。
今後の課題等	引き続き、監視機能および審査機能の強化に向けて取り組む必要があります。

第13条（反問権）

条 文	本会議および委員会において、議員の質問に対し答弁をする者は、質問の論点および根拠等を明確にするため、議長または委員長の許可を得て、反問することができる。
これまでの取組状況	反問権の範囲や行使方法について整理しました。
今後の課題等	（現在、記載すべき内容はありません。）

第14条（重要政策等における論点に関する情報の提供）

条 文	議会は、市長等が提案する重要な計画、政策、施策、事業等（以下「重要政策等」という。）について、議会の審議における論点に関する情報を整理し、政策等の水準を高めるため、次の各号に掲げる事項について明らかにするよう市長等に求めることができる。 (1) 重要政策等を必要とする背景 (2) 提案に至るまでの経緯 (3) 市民参加の機会の有無およびその内容 (4) 草津市総合計画との整合性 (5) 財源措置 (6) 将来にわたる効果および費用 2 議会は、重要政策等の提案を審議するに当たっては、立案および執行における論点および争点を明らかにし、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。 3 議会は、予算および決算の審査に当たっては、第1項の規定に準じて、施策別または事業別の説明を市長に求めることができる。
これまでの取組状況	審議に必要な情報の提供を求め、議論を行いました。
今後の課題等	引き続き、必要な情報の提供を求めていく必要があります。

第15条（議決事件）

条 文	法第96条第2項の規定により、草津市自治体基本条例（平成23年草津市条例第11号）第13条第2項の基本構想および基本計画（方針および施策に限る。）を議会の議決すべき事件とする。 2 議会は、前項に規定する議決事件の審議において、市長等とともに市民に対する責任を担いながら、計画的、かつ、市民の視点に立った透明性の高い市政運営となるよう議論に努めるものとする。
これまでの取組状況	（現在、記載すべき内容はありません。）
今後の課題等	（現在、記載すべき内容はありません。）

第16条（評価機能の強化）

条 文	議会は、予算および決算の審査等において、草津市総合計画に定める基本方針を踏まえ、当該審査に付される事業の評価に努めるものとする。
これまでの取組状況	平成26年度決算の審査において、19事業の評価を行いました。

今後の課題等

引き続き、決算審査については事業評価を継続するとともに、予算審査についても、決算審査と連動した事業評価の実施に向けた検討を行う必要があります。

第6章 議会の機能向上

第17条（議会改革の推進）

条文	議会は、議会制度に係る法改正等があったとき、または議会改革の継続的な推進の観点から必要があると認めるときは、必要な組織を設置し、当該議会制度について速やかに調査または検討を行わなければならない。
これまでの取組状況	議会改革の継続的な推進に向けて、議会改革推進特別委員会を中心に議論を重ねました。また、議会のICT推進に向けた取り組みの具体的な方法等について議論を行うために、草津市議会ICT推進検討部会を設置しました。
今後の課題等	引き続き、議会改革の推進等に取り組む必要があります。

第18条（議会の調査研究体制の充実および強化）

条文	議員は、法第100条第14項の政務活動費を別に定める条例に基づき、かつ、有効に活用し、積極的に調査研究その他の活動を行うものとする。 2 議会は、議員の調査研究に資するため議会図書室の充実に努めるものとする。 3 議会は、政策立案および政策提言ならびに監視、審査、評価および調査の機能の充実および強化のため、大学等研究機関との連携ならびに議会事務局の法務および調査研究体制の整備に努めるものとする。
これまでの取組状況	議会図書室の蔵書全てに管理番号を付け、蔵書一覧表を作成するなど利用環境の向上を図りました。
今後の課題等	引き続き、議会の調査研究体制の充実等に取り組む必要があります。

第7章 議員定数および議員報酬

第19条（議員定数）

条文	議会は、議員定数の改定に当たっては、市政の現状、課題ならびに将来の予測および展望を十分に考慮するとともに、市民の意向を把握し、本市の実情にあった定数を検討するものとする。
これまでの取組状況	他市の事例研究や全員協議会での意見交換なども行いながら、議会改革推進特別委員会を中心に議論を重ねましたが、意見の集約には至りませんでした。
今後の課題等	今後の議会改革の取り組みや本市を取り巻く状況、社会動向等を的確に見極めながら、引き続き議論をしていく必要があります。

第20条（議員報酬）

条文	議会は、議員報酬の改定に当たって、委員会または議員が提案する場合は、市政の現状、課題ならびに将来の予測および展望を十分に考慮するとともに、市民の意向を把握し、本市の実情にあった議員報酬を検討するものとする。
これまでの取組状況	他市の事例研究や全員協議会での意見交換なども行いながら、議会改革推進特別委員会を中心に議論を重ねましたが、意見の集約には至りませんでした。
今後の課題等	今後の議会改革の取り組みや本市を取り巻く状況、社会動向等を的確に見極めながら、引き続き議論をしていく必要があります。